国民年金保険料の納付が困難になったら 猶予の申請を 免除

間住民課国保・年金係 **3** 0943-32-1112

には、 らの年金が受けられなくな る恐れがあります。 険料の未納が続くと、これ 保障しています。しかし保 年金**」が皆さんの生活を 害」「遺族」の3つの基礎 国民年金を受給するため 国民年金では「老齢」「障 受給資格期間※2が

猶予を申請ください。 ままにせず、保険料の免除 難になったときは、 間は受給資格期間に反映さ 10年以上必要です。未納期 何らかの事情で納付が困 未納の

> 共済組合の保険料納付 受給には納付要件あり 障害・遺族基礎年金 間と、保険料の免除 予期間の合計 民年金、厚生年金、

間に反映されません。 りの保険料を納付しないと または全額免除されます。 全額未納として受給資格期 所得に応じて保険料が 所得)が基準以下であれば 帯主それぞれの前年所得 (申請月によっては前々年 申請者とその配偶者、 一部免除 分の1)の場合、 (4分の3、 — 部 残 半 世

免除・猶予の申請

ださい。 あります。 納期間も申請できる場合が てはまり、継続を希望して 額免除または納付猶予に当 改めて申請が必要です(全 いた人を除く)。 国保・ 年金係で申請く 次のものを持参 過去の未

●印鑑 (シャチハタ不可 年金受給額は減額されます 免除区分や期間に応じて、

予されます(納付猶予)。 あれば、保険料の納付が猶 配偶者の所得が基準以下で 20歳以上の学生の場合は、 50歳未満の申請者とその

は、10年以内に追納がなけ きないことがあります。 例)。ただし、一定以上の れば、年金受給額に反映さ 得がある学生は、 納付猶予、学生納付特例 猶予で

前年度に申請した人も、

予されます(学生納付特 れません。 在学中の保険料の納付が猶

場合、 年金の満額受給につなげま つきます。早めに追納し、 納付月から2年を過ぎた 次年度から加算金が

老齢基礎年金の減額

数に応じて減額されます。 額が781, 和2年度)です。 の期間がある場合、 未納や免除・納付猶予など 料を40年間納めた場合の満 老齢基礎年金額は、 700円 (令 しかし、 その月

基礎年金番号またはマイ ナンバーが分かるもの 本人申請の場合は不要

- 学証明書(学生納付特例 学生証のコピーまたは 申請する場合) 離職票または雇用保険受 給資格者証(失業により
- を申請する場合

す (追納制度)。 後で納付することができま 年以内であれば、 除・猶予を受けた期間が10 付できなくなりますが、免 納期から2年を過ぎると納 国民年金保険料は通 保険料を

♥ 国民健康保険被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの国民健康保険被保 険者証の有効期限は、令和2年7 月31日です。8月1日から使える 新しい保険証は、7月中旬~下旬、 簡易書留で発送します。

保険証は国民健康保険に加入し ていることを証明する大切なもので す。汚したり、紛失したりすること がないよう保管ください。

※国民健康保険税の滞納があると、 新しい保険証を送付できない場 合があります。

▶臓器提供意思表示欄にご記入を

保険証の裏面にある「臓器提供 意思表示欄 | を記入すると、臓器 移植に対する自分の意思を示すこ とができます。詳しくは(公社)日 本臓器移植ネットワーク(☎ 0120-78-1069) へお問い合わせください。 間住民課国保・年金係 ② 0943-32-1112

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」も 8月から新しくなります

医療費の窓口での自己負担を限度額までにできる「限度額適用認定証」と、 入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」も8月から新しく なります。引き続き交付を希望する人は、国保・年金係で申請ください。

[必要はの] 印鑑、国民健康保険被保険者証、マイナンバーカード

[対 象] 限度額適用認定証:国保加入者(70歳以上の人は、世帯主と世帯 の国保加入者全員が住民税非課税の人、または同じ世帯に住民税 課税所得が145万円以上の国保加入者がいる人)

> 標準負担額減額認定証:国保加入者で、世帯の国保加入者全員が 住民税非課税の人

※医療保険適用の高額な治療を受けている人など、必要な人だけ申請ください。 ※適用区分「オ」または「低ⅡⅠの限度額適用認定証、標準負担額減額認 定証をお持ちで、過去 12 か月以内の入院日数が 90 日を超えている人は、 入院時の食事代がさらに減額される場合があります。

🗘 後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療被 保険者証(うすむらさき色)の有 効期限は、令和2年7月31日です。 8月1日から使える新しい保険証 (水色)は、7月下旬に発送します。 ※後期高齢者医療保険料の滞納が あると、通常より短い有効期間 の保険証を窓口でお受け取りい ただく場合があります。

▶自己負担割合のご確認を

保険証には、前年中の所得をも とに判定した、医療費の自己負担 割合(8月~翌年7月分)が記載 されています。通常は1割です が、同じ世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいる場 合、3割となります。

ただし、次のいずれかにあては まる場合、自己負担割合を1割 間住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112

にすることができます(要申請)。

- ・同じ世帯の被保険者が2人以上 で、被保険者全員の収入の合計 額が520万円未満である
- ・同じ世帯の被保険者が1人で、
- 被保険者の収入が383万円未満
- ・同じ世帯の被保険者が1人で、 同じ世帯にいる 70~74歳の収 入との合計額が520万円未満で

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も 8月から新しくなります

医療費の窓口での自己負担を限度額までにできる「限度額適用認定証」「限 度額適用・標準負担額減額認定証」も8月から新しくなります。8月1日 から使える新しい認定証は、7月下旬、保険証とは別に発送します。7月 31 日までに認定証を発行していない人、認定区分が変更になる人には送付 されません。

「対象] 限度額適用認定証:負担割合が3割かつ所得が一定額未満の人 限度額適用・標準負担額減額認定証:世帯全員が住民税非課税の人